

3板子保第 207 号の 5
令和 3 年 7 月 9 日

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和3年7月8日に国より東京都に対する新型コロナウイルス感染症に関する、緊急事態宣言が発出されることが表明されました。これを受け、発令期間中における板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育園、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

記

- 1 緊急事態宣言の発令期間中も、在宅勤務・育児休業中のご家庭を含め保育園の利用は可能です。ただし、感染拡大防止のため、在宅保育が可能な場合はご自宅での保育（登園自粛）にご協力をお願いいたします。
保育園においてはこれまで同様、感染防止策を講じた上で保育を行いますが、ご家庭でも引き続き毎日の健康管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。
- 2 今後も保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスにり患する等で園運営に支障をきたす場合は保育園を一定期間臨時休園とすることがございます。
- 3 緊急事態宣言発令期間中における保育料は、登園自粛日数分を日割り計算し、減額いたします。詳細については、後日お知らせいたします。
- 4 求職中の方で、就労開始期限まで就労先が決まらず、引き続き求職活動を行うため、保育園の利用を希望する方につきましては、保育の必要性を再認定する必要があります。対象となる方へは、保育サービス課担当者から、保育の必要性確認のため、ご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して）Tel.3579-2483
民間保育振興係（私立保育園に関して）Tel.3579-2492
入園相談係（保育料・入所に関して）Tel.3579-2452